



- カリスマ投資家ウォーレン・バフェット氏に学ぶ経営術
- 悪貨は良貨を駆逐する
- 信託を活用した相続対策
- 株主総会議事録に株主リストの添付が必要になりました
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

カリスマ投資家ウォーレン・バフェット氏に学ぶ経営術

フォーブス誌が発表した2016年版の世界長者番付で3位となったアメリカのカリスマ投資家ウォーレン・バフェット氏は、日本でも著名だと思えます。2007年には1位となったこともあり、一代で世界一のお金持ちになりあがった伝説的な投資家です。

投資家と聞くとバクチ的な仕事と感じる人も多いと思いますが、そのスタンスは非常に地道で我々経営者が学ぶべきコツがたくさんあります。バフェット氏は世界最大の投資持株会社であるパークシャー・ハサウェイの最高経営責任者であるため、パークシャー・ハサウェイがどのような会社に投資をしているのかを見るとそのコツが見えてきます。コカコーラ、ジョンソン&ジョンソン、P&G、クラフトフードなどの地味な企業をメインに投資しています。ちなみにこのハサウェイの株主総会は、4万人近くもの株主がバフェットの魅力でネブラスカ州の田舎町オマハのスタジアムに集まるのだそうです。

バフェット氏の投資方針は『①事業内容が自分で理解可能②強いブランド力③長期安定した収益力④信頼出来る良い経営陣⑤変化の激しすぎる業界は避ける』の5つであり、これらを大切にしているのだそうです。日本では投資家というと「一攫千金狙いのギャンブラー」と想像する人も多いと思いますが、バフェット氏は非常に堅実な企業選びをしています。成長性や一時の収益性よりも長期にわたった安定した収益性、これがすべてを決めているコツだという感じがします。ブランド力重視というのも、コカコーラのように何十年にわたって築きあげたブランド力は簡単にはぐらつかないという、長期にわたった安定した収益性重視の投資方針と言えます。信頼出来る良い経営陣の存在を求め、変化の激しすぎる業界は避けるのも、長期にわたって安定した収益性を実現していく企業の必要条件だからではないのでしょうか。

「あの業界の会社は儲かっている」「うちの業界は儲からない」といった世の中の動きが気になり、世の中の情報に流されやすくなるのも経営者としての性（さが）なのかもしれません。しかし、流行を追わず地道に自分自身の投資方針を貫き通すバフェット氏の投資姿勢、そして上記の投資方針は、我々長期安定的組織運営を目指す組織経営者が日常で一番気を遣うべき経営方針にすべきではないかと感じました。

成迫 升敏

悪貨は良貨を駆逐する

経済学の法則に“グレシャムの法則”「悪貨は良貨を駆逐する」というものがあります。同じ通貨で金の含有量の少ない貨幣と多い貨幣を同時に流通させたとき、金の含有量の少ない粗悪な貨幣が市場を支配してしまう。貨幣をモデルにした有名なことわざです。金の含有量が多く価値の高い物は手元に置き、価値が低い物から先に使ってリスクを回避しようとすることを指します。これを悪い習慣がはびこると、良い習慣が消えてしまうという組織の法則へ応用したのが、ノーベル賞を受賞した米国の経済学者ハーバート・サイモンです。「計画におけるグレシャムの法則」とも言われ「ルーチンは創造性を駆逐する」とも唱えました。目先の利益に囚われる短期的な思考に、将来を見据えた長期的思考が押しつぶされてしまう。経営者や組織の長が本来取り組みたいのは、戦略立案や意思決定などの創造的な活動ですが、目の前の緊急度の高い業務に忙殺されクリエイティブな仕事が先送りされてしまう。セブンイレブン創業者の前会長鈴木氏の晩年の経営戦略キーワードは「変化対応」でした。激変する現在の経済環境下において、変化に対応し一歩先を行くためには、定型業務に忙殺されるのではなく、次の価値を生むノンルーチンな業務を優先し、クリエイティブな業務を大切にせよと言っているのでしょう。 高木 幹夫

信託を活用した相続対策

自分が80代、90代となったとき、あるいは認知症となった場合の財産管理・処分に不安を抱えていらっしゃる方は多いのではないのでしょうか。“遺産分割で家族が揉めないよう、また納税資金に困らないように不動産を処分しておこう”あるいは“相続税対策で賃貸アパートを建築・建て替えしよう”と計画していても、万が一本人が意思判断能力を失ってしまうと、契約などの法律行為ができなかったり、登記申請が通らなかったりし、相続対策を実行に移すことができなくなってしまいます。

認知症となって意思判断能力が失われてしまった場合は、本人に代わって後見人が法律行為を行う「成年後見制度」を利用することが考えられます。ただし、成年後見制度は「本人のために」できるだけ財産を減らさないように後見人が管理する制度ですので、本人の財産を減らすおそれのあるような行為はできません。不動産の処分にも一定の制限がかかりますし、相続税対策としての不動産の有効活用も、「本人のため」というより「家族のため」の行為ですので、基本的には認められません。そして何よりも後見人にとって負担なのは、「本人にとって」必要な行為なのか、家庭裁判所の許可や、毎年の報告を通して家庭裁判所のチェックを受けなければならないことです。

ご本人が元気なうちであれば相続対策も、後見や生前贈与、遺言などの中から幅広く選択できますので、早めの準備が重要です。さらに近年は「信託」という手法も注目を集めています。平成18年の信託法の改正により家族間でも信託（民事信託）ができるようになり、活用が広がっています。

信託とは、財産の持ち主が、自分が信頼する人に財産を託して、自分が決めた目的に沿って、自分が利益を与えたいと思う人のために、財産の管理、処分等をしてもらう仕組みのことをいいます。もともとの財産の所有者で、信託を設定する人を「委託者」、委託者の信頼に基づき財産の管理・処分等を託された人を「受託者」、また信託された財産から生じる利益を受ける人を「受益者」といいます。

認知症に備えて信託を活用するケースを考えてみましょう。

下図のような信託契約することで、信託された財産の民法上の所有者は長男となります。

●信託契約の例●

委託者	A
受託者	長男
受益者	A
信託財産	賃貸アパート



信託後は賃貸アパートの管理・処分は受託者である長男が行いますので、もし、Aさんが認知症になったとしても、信託契約の範囲内で賃貸アパートを建て替えることもできるわけです。ちなみに財産の管理・処分は受託者である長男がしますが、受益者をAさんとしておくことで、アパートの賃料収入は、引き続きAさんが受け取るようになります。

信託には成年後見制度のような制約はありませんので、より柔軟な対応が可能です。相続対策に信託という手法を組み合わせることで、従来の手法だけでは実現することが難しかった、本人や家族の希望を叶えることができる場合もあります。

次月以降では、事業承継における信託の活用についてお伝えしたいと思います。

高橋 由一



株主総会議事録に株主リストの添付が必要になりました

商業登記法の改正により、平成 28 年 10 月 1 日以降の登記申請については、犯罪防止や法人格の悪用の防止の観点から株主総会議事録にあわせて株主リストの添付が義務付けられました。

Q: 対象となる法人は？

A: **株式会社**・・・有限会社も含まれます。(合同会社や医療法人・NPO 法人・一般社団法人等は対象外です。)

投資法人・・・投資家から資金を集めてベンチャー企業や不動産に投資をして利益を得る会社。

特定目的会社・・・事業内容が特定されていてその特定された事業を営むことを目的とする法人。

Q: どのような場合に株主リストの添付が必要になるの？

A: 株主総会の決議を必要とする事項は、役員変更登記、増資・減資、本店移転、商号変更、目的変更等定款変更を伴う登記など株主総会議事録を添付する必要のある申請です。

Q: 株主名簿と株主リストの違いは？

A: ■ **株主名簿** ■

会社法 (121 条) が規定する株主名簿の記載事項

*株主の氏名又は名称及び住所

*保有する株式の数

***取得日**

***証券番号 (株券発行会社の場合)**

■ **株主リスト** ■

商業登記規則 61 条第 3 項の定めによる記載事項

*株主の氏名又は名称及び住所

*保有する株式の数

***議決権の数**

***議決権の割合**



Q: 株主リストにはすべての株主を記載しなくてはならないの？

A: 株主リストに記載する株主は、議決権上位 10 人または、総議決権の上位 2/3 のいずれか少ない人数になります。ただし、保有議決権数 10 位の株主が複数いる場合には、途中で総議決権の 2/3 に達したとしても 10 位の株主全員の記載が必要です。また発行済株式 100 株の会社で 1 株保有の株主が仮に 100 名いるとすると 100 人全員の記載が必要になります。

Q: 法人税申告書別表二「同族会社の判定に関する明細書」で代用はできない？

A: 別表 (二)「同族会社の判定に関する明細書」には株主リストと同等の記載項目があることから中小企業の事務負担に配慮して株主リストに別表 (二) を添付することで、株主リストの住所・株式数を下記の条件を満たせば省略することができます。

■ **別表二を利用できるかどうかの判断基準** ■

1. 別表(二)に発行済株式の総数が記載されていること
2. 別表(二)に記載された株主の氏名・住所・株式数が株主総会の日 (又は基準日) と一致していること
3. 種類株式発行会社ではないこと
4. 議決権を行使できる議決権数の 2/3 に達するまでの間に別表(二)に記載されていない株主がないこと

役員変更登記など (重任も) 日常的に株主リストが必要な場面が出てきます。亡くなられた方が株主名簿に載っていないか? 名義株はないか? ぜひこの機会に株主名簿の整備をしてみてください。株主リストの様式は法務省の HP からダウンロードできます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html

川崎 祐子

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

昨年、弊社事務所通信 286 号にてご紹介しましたセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が、平成 29 年 1 月 1 日より施行されていますので、改めて制度の内容とポイントについてお伝えします。

●セルフメディケーション税制とは●

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「**一定の取組を行う個人**」が「**スイッチ OTC 医薬品を購入**」した際に、その 12,000 円 を超える購入費用について（上限 88,000 円）「**所得控除を受ける**」ことが出来る医療費控除の特例のことです。対象期間は平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間となっています。一定の取組は下表の通りで、控除を受ける年にいずれか 1 つの取組を受けていることが条件です。

一定の取組とその証明方法※1

一定の取組	証明書類
特定健康診査（メタボ健診）	「特定健康診査」という名称又は「保険者」名の記載がある領収書（原本）又は結果通知表（写し可）
予防接種	領収書（原本）又は予防接種済証
定期健康診断	「定期健康診断」という名称又は「勤務先の名称」の記載がある結果通知表（写し可）
健康検査	保険者に関する記載がある結果通知表（写し可）
がん検診	領収書（原本）又は結果通知表（写し可）

取組として多い事例は、インフルエンザの予防接種や会社が行う定期健康診断が想定されます。従業員より、一定の取組として定期健康診断の証明を求められた場合は会社の名称等を記載した証明書を発行していただく必要があります。

※1 証明方法の詳細については厚生労働省 HP に掲載

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000143635.pdf>

●対象となるスイッチ OTC 医薬品とは●

医療用から一般向けに転用された市販薬でロキソニン S やガスター10、アレグラ FX といった皆様も耳にされたことがあるような品目を含み、1 月 17 日現在 1,577 品目が厚生労働省より指定されており、下の識別マーク※2 が対象商品に表示されるようになるようです。（ただし法的義務ではないため、生産の都合等の理由から表示されていない商品もあります。）

また、レシート（領収書）には対象商品名の前に目印となる★マークなどが印字される方法や、対象商品のみ合計額を分けて記載される方法などにより対象商品である旨の記載がされるため確認できるようになっています。

※2 識別マーク（日本一般用医薬品連合会より引用）



●どのくらい税金が戻ってくるのか●

例：対象となるスイッチ OTC 医薬品を年間 50,000 円購入した場合

課税所得	節税額（所得税＋住民税）
400 万円	11,400 円
800 万円	12,540 円
1200 万円	16,340 円
1,800 万円	19,000 円

皆様の中には、医療費控除を受けるために確定申告をされている方もいらっしゃるかと思います。また、1 年間まとめておいた領収書を計算したところ 10 万円に満たず控除を受けられなかったという方もいらっしゃるかと思います。セルフメディケーション税制はあくまで特例制度となるため、従来の医療費控除との重複適用はできず、どちらかを選択する必要があります。しかしセルフメディケーション税制は控除の対象が 12,000 円を超えた部分となるため、選択肢が広がり、これまで以上に医療費控除が身近になるのではないのでしょうか。

領収書の保管はどちらを選択した場合でも必要となりますので、医療費、医薬品購入などの領収書は捨てずに 1 年間保管し、29 年分の申告に備えていただければと思います。 清水 嘉人（以上）

